

図書館条例の一部改正案に対する反対討論

図書館への指定管理者制度導入に反対

岡田ゆき子議員

ただいま議題となっております、第 64 号議案 名古屋市図書館条例の一部改正について、反対の立場で討論します。

名古屋市図書館の 75%に導入

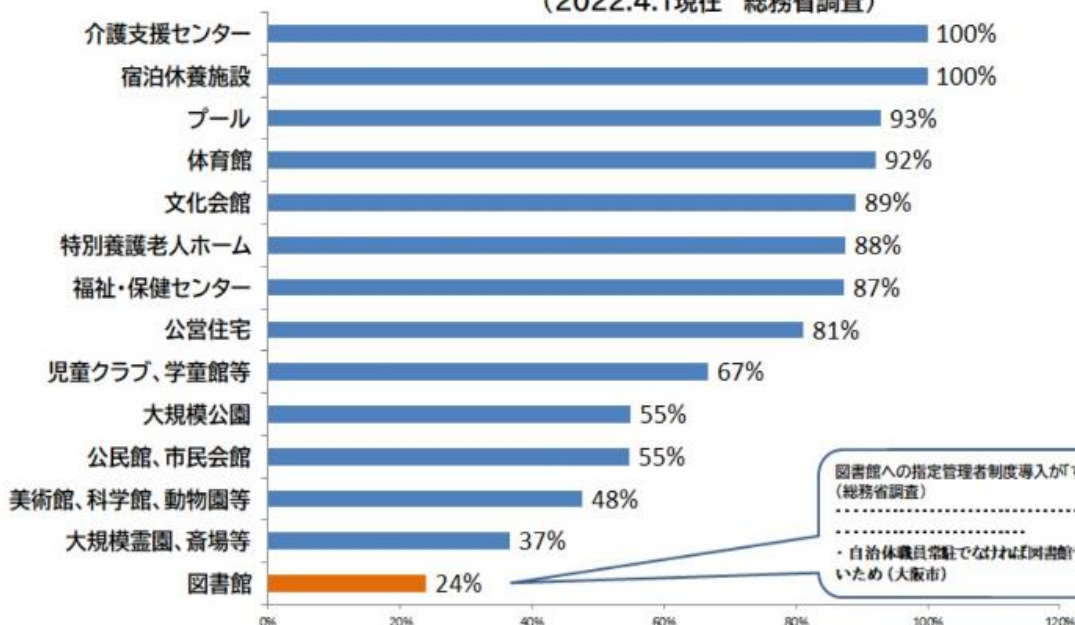
議案は、新たに北、楠、山田、港、南陽、南図書館に指定管理者制度を導入するものです。その結果、名古屋市が進めるアクティブライブラリー構想のもと、中央館を除く20の図書館のうち、5 館を直営で残すのみで、図書館の 75%にあたる 15 館すべてが指定管理者による運営となります。



図書館に格差持ち込む

反対の第 1 の理由は、市内の図書館に格差を持ち込むことになるからです。アクティブライブラリー構想では、指定管理となる図書館は、今後、蔵書冊数を大幅に減らし、効率化を図るためにレファレンスなど専門的サービスは行わない図書館に格下げすることが前提となります。市民はその事実を十分知らされず、納得と同意もなく進めることになり、問題です。

20政令市の施設種別 指定管理者制度の導入状況
(2022.4.1現在 総務省調査)



検証にも至っていない

反対の第 2 の理由は、図書館の「中長期的な運営の継続性」が担保されていないからです。図書館の指定管理者制度は、5 年毎に事業者を選定しなおすことになります。しかし、図書館協議会で課題とされた「中長期的な運営の継続性の検証」については、検証の段階にも至っていません。政令市で指定管理者制度の導入率はわずか 24%です。これは、図書館が運営の継続性という点で、指定管理者制度にそぐわないからではないですか。新たな指定管理者制度の導入は中止すべきだと強く申し上げ、反対討論とします。